

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺対策の強化についての意見書

自殺の原因は、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等様々な要因が複雑に関係しているとされており、我が国における自殺による年間死亡者数は平成15年の約3万4千人をピークに減少に転じているものの、依然として2万人を超える高い水準で推移している。

これまで、国は、自殺対策基本法を定め、自殺対策に関する国民の理解の増進や各地方自治体を実施する相談、人材養成、普及啓発等への支援など、総合的な自殺対策を実施してきた。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国民生活に大きな影響が生じている中、景気の急速な悪化に伴う生活困窮やうつ病の発症等により、自殺リスクの高まりが懸念されている。

こうした中、自殺を防止するためには、経済対策の各施策を迅速かつ着実に実施することはもとより、新型コロナウイルス感染症の影響による国民生活の変化を踏まえ、困窮している方に最前線で寄り添う各種相談機能の強化など、きめ細かな自殺対策を早急に実施する必要がある。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺対策の強化を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルスに関する支援制度についての周知徹底を図るとともに、自殺対策に関する相談機関等の広報啓発を積極的に支援すること
- 2 感染リスクにより活動に制約がある状況下にあっても各種相談機能が維持・強化されるよう、人材の確保・養成など、自殺に係る相談環境の整備についての支援を強化すること
- 3 国や地方自治体、自殺対策に取り組む民間団体など、関係機関の連携強化と情報共有を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月6日

殿

愛知県議会議長

神戸洋美

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

参議院議長
総務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣